

令和7年度講習の受講と更新申請手続きの留意事項について

登録講習機関である日本貸金業協会は、令和7年度講習として『**会場講習**(対面型講習)』及び『**eラーニング講習**(非対面型講習)』をご用意しています。

受講を希望される方には、いずれかを選択いただきます。

- eラーニング講習ご希望の方は、所定の利用環境(カメラ機能付き(外付け可)パソコンまたはタブレット端末、スマートフォン)が必要となります。
- 会場講習ご希望の方は、自然災害等の発生により開催日程等を変更する場合がありますのでご注意ください。

講習受講(主任者登録も同様)の申請方法は、『**個人申請**(個人が単独で申請する方法)』と『**団体申請**(所属する団体を経由し、一括申請する方法)』があります。

1. 団体(会社)に所属されている方にご留意いただきたい事項

所属団体の責任者に、以下の事項について必ずご確認ください。

- ① ご自身が講習を受講する必要があるかどうか
- ② 受講方法は「eラーニング講習」と「会場講習」のどちらを選択すればよいか
- ③ 受講申込の方法は「団体申請」と「個人申請」のどちらを選択すればよいか
- ④ 主任者登録の更新申請は「団体申請」と「個人申請」のどちらを選択すればよいか

2. 「主任者登録の更新申請を行う時期」と「講習を受講する時期」について

①主任者登録の更新申請を行う時期

○主任者登録の更新をするためには、申請期間が決まっています。

団体申請の場合:「有効期限の6ヵ月前から3ヵ月前」の3ヵ月間

個人申請の場合:「有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前」の4ヵ月間

○「主任者登録の更新」とは、現在の主任者登録の有効期間満了日の翌日から新たに登録期間(3年間)が開始されることです。(主任者登録番号の変更はありません)

②講習を受講する時期

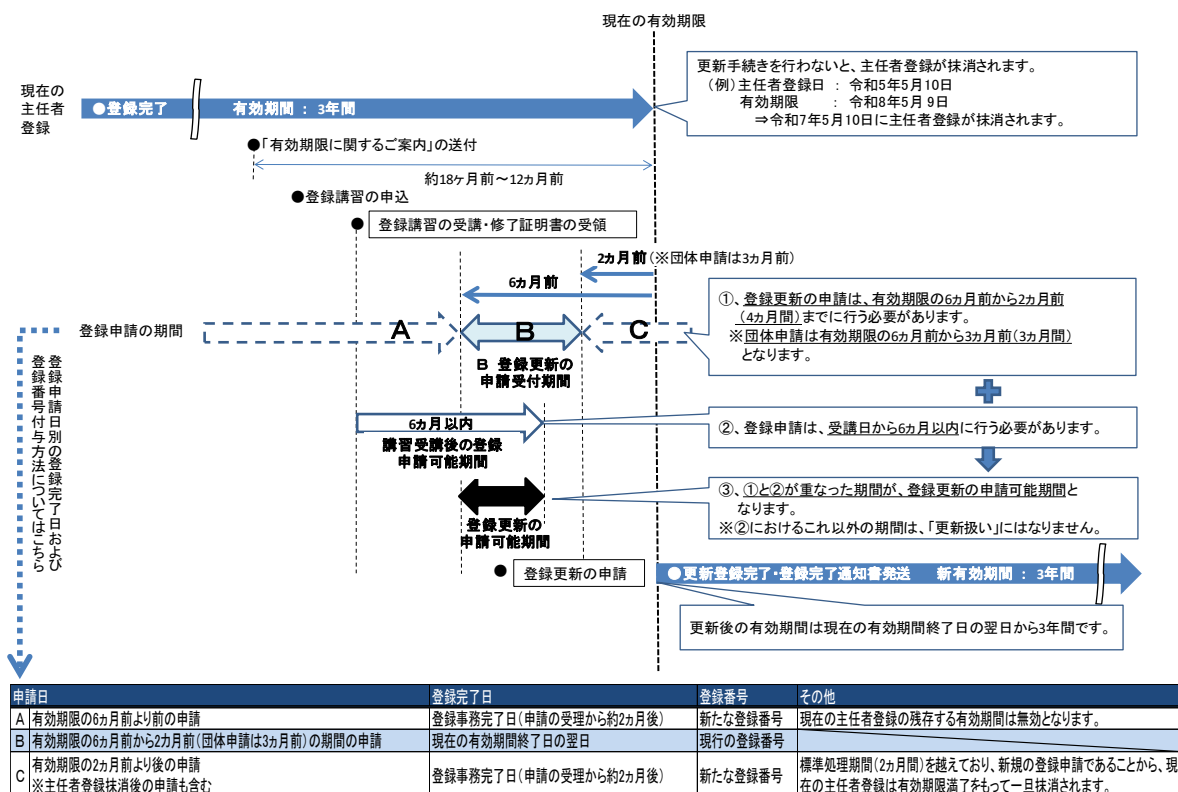
○主任者登録申請日の前6ヵ月以内に、講習受講(※)をする必要があります。

※講習受講し協会の修了認定を受けた後、会場講習では「修了証明書」を交付します。

eラーニング講習では「修了証明書」を自身でダウンロードします。(有効期間6ヵ月)

※講習受講修了日について、会場講習は「会場講習開催日」、eラーニング講習は「開催月の所定日」となります。「令和7年度講習開催予定表」をご確認ください。

【主任者登録更新の概要図】



現在、主任者として登録行政庁に届出されている方は以下の点に特にご注意ください。

- ①現在、主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新申請以外(上記図A・Cの期間の申請)で主任者登録を受けた場合は、主任者の登録番号が変更されるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由(貸金業法第8条第1項前段)に該当することとなります。
※貸金業者は、当該変更に関する届出を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ②現在、主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、上記図Cの期間で登録の申請を行った場合、現在の主任者登録は有効期間満了で一旦抹消されるため、当該営業所または事務所において主任者が不在または法令で定める必要数を満たさない事態が発生する可能性があります。
※貸金業者は、新たな主任者を設置し、その変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、上記図Bの期間に申請(更新申請)を行ってください。

3. 「更新扱いを受けるための受講期間一覧」と「令和7年度講習開催予定表」

「更新扱い」を受けるための受講期間一覧(主任者登録有効期限別)

貴方様の現在の主任者登録		「更新扱い」を受けるための講習受講期間(目安)			
		* 以下の期間中に開催する講習を目安として受講してください。			
登録完了日	有効期限日	【主任者登録】個人申請の場合		【主任者登録】団体申請の場合	
R4.11	R7.11	R7.01	～	R7.07	R7.01 ～ R7.06
R4.12	R7.12	R7.02	～	R7.08	R7.02 ～ R7.07
R5.01	R8.01	R7.03	～	R7.09	R7.03 ～ R7.08
R5.02	R8.02	R7.04	～	R7.10	R7.04 ～ R7.09
R5.03	R8.03	R7.05	～	R7.11	R7.05 ～ R7.10
R5.04	R8.04	R7.06	～	R7.12	R7.06 ～ R7.11
R5.05	R8.05	R7.07	～	R8.01	R7.07 ～ R7.12
R5.06	R8.06	R7.08	～	R8.02	R7.08 ～ R8.01
R5.07	R8.07	R7.09	～	R8.03	R7.09 ～ R8.02
R5.08	R8.08	R7.10	～	R8.04	R7.10 ～ R8.03
R5.09	R8.09	R7.11	～	R8.05	R7.11 ～ R8.04
R5.10	R8.10	R7.12	～	R8.06	R7.12 ～ R8.05

○個人で主任者登録の申請をされる方は、有効期限の 10 ヶ月前～4 ヶ月前の6 ヶ月間に実施される講習を受講してください。

○団体に主任者登録の申請をされる方は、有効期限の 10 ヶ月前～5 ヶ月前の5 ヶ月間に実施される講習を受講してください。

<令和7年度講習開催予定表(eラーニング講習10回、会場講習(全国10地区・13回)>

※講習開催日は2月下旬協会ホームページにて公表予定の講習受講要領でご確認ください。

※協会ホームページを確認できない方は、お問合せ窓口へご連絡ください。(4ページ掲載)

eラーニング 開催日(修了日)	会場 講習	会場									
		札幌	仙台	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	沖縄
4月	4月										
5月	5月										
6月 16日	6月			○							○
7月 15日	7月		○		○	○	○	○		○	
8月 15日	8月	○		○					○		
9月 16日	9月										
10月 15日	10月			○							
11月 17日	11月										
12月 15日	12月										
1月 15日	1月			○							
2月 16日	2月										
3月 16日	3月										
年間	年間	1回	1回	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(eラーニング講習のご注意)

- eラーニング講習は6月1日から受講開始となります。
- 受講可能期間は「選択した月の1日～末日」です。(※極力、15日までに修了ください。)
- 「修了年月日」はeラーニング講習を「選択した月の開催日(修了日)」となります。
(例)8月講習を選択し8月30日に修了した場合、修了年月日は8月15日となります。

4. 受講申込手続きと受付開始時期について

○受講申込に際しては、令和7年2月下旬協会ホームページにて公表予定の「講習受講要領」の内容をご確認の上、申込手続きを行ってください。

○受講申込の受付開始は、**令和7年3月3日(月)**を予定しています。

※ホームページで確認できない方は「講習受講要領」を入手してください。入手方法は下記のお問合せ窓口を確認してください。

(1) eラーニング講習

区分	申込方法	受講料の支払方法
個人申込	インターネット申込	①クレジットカード決済 ②コンビニ決済 ③銀行指定口座振込
団体申込	インターネット申込	団体責任者による銀行指定口座振込

(2) 会場講習

区分	申込方法	受講料の支払方法
個人申込	インターネット申込	①クレジットカード決済 ②コンビニ決済 ③銀行指定口座振込
	郵送申込	専用振込用紙による銀行窓口での振込
団体申込	インターネット申込	団体責任者による銀行指定口座振込
	郵送申込	

※団体申込とは、受講希望者が所属する団体を経由して申し込む方法です。

※郵送申込の場合は、講習受講要領(冊子)の中の振込用紙をご使用ください。

《ご参考》

○インターネット申込では、更新可能期間を画面上で確認して申込することができます。

○「**更新可能期間(日数)の計算シート**」をホームページに掲載しています。

主任者登録日と講習受講日を入力いただくと、当該期間(日数)を確認することができます。

協会HP ⇒ 貸金業務取扱主任者試験・講習・登録 ⇒ 登録講習 ⇒ 受講申込(右側に表示)
⇒ [現在主任者登録を受けている方が主任者登録更新の申請を行うことができる期間の確認]の下にある「更新申請可能期間(日数)の計算シート」⇒ 計算シート(Excelファイル)はこちら

URL <https://www.j-fsa.or.jp/chief/training/application/>

■ 「eラーニング講習の受講月の変更」、「会場講習からeラーニング講習への変更」、「eラーニング講習から会場講習への変更」、「会場講習の受講日の変更」、「講習教材搬送先の変更」等の講習受講手続きに関するご相談は、「登録講習に関するお問合せ窓口」にお問合せ下さい。

お問合せ窓口

登録講習に関するお問合せ窓口 TEL. 03-6450-3023

9時30分～12時 13時～17時30分(土・日・祝日を除く)